

司法書士は「くらしの法律家」 身近なトラブルの解決に貢献

広告

景気の低迷、高齢化社会の到来などに伴い、不動産や相続を巡るトラブルなど、法律にからむ問題に悩む人が増えている。司法書士は、そういった身近なトラブルに対応してくれる力強い味方、「くらしの法律家」だ。阪神間の都市部から日本海側の農漁村部まで、幅広い地域をカバーする兵庫県司法書士会も、多種多様な問題解決のため奔走中だ。同司法書士会の島田雄三会長、鈴木浩巳副会長に、現在の取り組み状況や今後の抱負などを聞いた。

事業承継の相談など 企業との関係が密に

——司法書士というのはどういふ仕事ですか。

島田 一言でいうと、登記の専門家であり、全国津々浦々で、身近なトラブル解決のために働いている「くらしの法律家」です。

不動産登記の代理手続きという仕事も、最もポピュラーで圧倒的に多いのですが、最近では高齢化と核家族化の進展などを映して、不動産登記以外の仕事も増えています。

——兵庫県には有力な企業がたくさんあります。企業法務に関する仕事が多いのではないですか。

島田 会社・法人を興す時の設立登記をはじめ、その後の変更登記も私たちの仕事です。ただ、登記だけが仕事ではなく、労務に関する問題や、事業承継に関する問題の相談を受けたりもします。コンプライアンス意識の高まりもあり、企業法務に関する仕事も今後は増えると思います。

鈴木 06年の会社法改正で株式会社取締役は1人でも構わないということになりました。その分役員の責任は厳しくなっています。役員が決算書を読んでいないとか、経営状態を聞かされていないとかでは済まされません。労務問題もそうです。中小企業では、就業規則や契約社員との契約書などに手が回らないところも少なくないのですね。そういったものをきちんと整備しましょうというアドバ

鈴木 浩巳 副会長



イスもしています。

——事業承継に関する相談も増えているのでしょうか。

鈴木 相続対策という視点で相談に来られる方も多いですね。また、先代が分散化してしまっただけで後継者に集中させるかという相談が非常に多いです。

企業法務研究会というものもつくりました。司法書士と企業とがどう関わっていくべきかを研究しているところで

会社関係の登記を扱う商業登記所は、昨年4月時点で兵庫県下に14あったのですが、集中化によりこの2月には神戸だけになります。そのことを周知徹底するセミナーを開いたり、株主総会開催、議事録作成の重要性を訴えたりするセミナーを開いたりもしています。

成年後見業務など 仕事内容は多様に

——そのほかではどんな仕事が増えていますか。

島田 最近特に増えているのが、「成年後見」という仕

企業法務の取り組み強化 法教育を通じ地域貢献も

この後見人に、専門家の中では、司法書士が選ばれることが最も多いのです。

また悪徳商法の被害に遭う人も増えていますね。ここでも司法書士の出番は多くなっています。この頃は、簡易裁判所の民事裁判の代理という業務が、2003年以降で

ける140万円までの訴訟、調停において、弁護士さんと同じように、本人の代理ができるようになりました。悪徳商法被害の救済のほか、このところ目立つ滞納家賃を巡るトラブル、金利の過払い訴訟などは、140万円以下のものがほとんどですから、司法書士の出番となるわけです。

鈴木 個人のトラブルだけでなく、中小企業の債権回収に関するトラブルでも、相談を受けることが多く、簡易裁判所に持ち込む例が増えています。中小企業の場合、焦げ付きが1件当たり100万円以下というケースが多いです

——司法書士の歴史について教えてください。

島田 この司法書士という制度は、おそらく諸外国にはない、日本独特の制度だと思っています。明治5年(1872年)に西洋型の裁判制度ができた時、「証書人」「代書人」「代言人」という3つの職能が定められました。証書人は今の公証人、代言人は今の弁護士です。代書人が今の司法書士です。大正8年(1919年)に司法代書人となり、昭和10年(1935年)から司法書士と呼ばれるようになりました。

日本は稲作文化の国ですから、昔から命の次に大事なものは土地。トラブルの大半は土地がらみです。ですから、裁判制度ができる前にも「評定」という権利争いを裁く制度はありました。

司法制度の確立とともに、土地を巡るトラブルを防ぐため、権利関係をはっきりさせる登記という制度ができました。一般の人は意思を法的な書面にすることに慣れていないので、代書人という制度が必要だったのです。

各地にいる司法書士 気軽に訪ねて相談を

——一般の人が法に絡む問題で悩んでいる場合も、相談に応じてもらえるのですか。

島田 もちろんです。私たちは、皆さんの身近にいるホームドクター、かかりつけの内科医のようなものですか、ぜひ気軽に相談していただきたいと思っています。

鈴木 どこにでも存在するというのが、司法書士の特徴

です。都市部だけでなく、弁護士さんがいない地方にも司法書士は存在します。紹介なしの飛び込みでも大丈夫ですから、近くの司法書士を訪ねていただきたいと思います。

また、当会では県内30カ所以上で、定期的に無料相談会を開いています。相談件数は昨年1年間だけで3500件ほどに上っています。2月は「相続登記はお済みですか」

月間として、特に相続の問題に関心を持って適切に対処していただくための相談会を実施しています。

——法教育を含めた地域貢献についてのお考えをお聞かせください。

島田 高校生を対象にした法教育を、県下各地で実施しています。希望に応じてこちらから学校に出かけていく出張授業です。社会に出ると「法律を知らなかった」では済まされませんから、法教育に対するニーズは着実に増えています。

震災で得た経験を 被災地支援の力に

——兵庫県ならではの取り組みもあるそうですね。

島田 東日本大震災と原発事故による被害に関する相談会も実施しています。先日福島の仮設住宅を回り、2日かけて9カ所、合計1000人ぐらいの家々を回ってきました。

兵庫県は阪神・淡路大震災の時に、全国から支援が集まってきたので、やりがいがありますね。地域密着で頑張りたいと思います。

あと、交通事故に関する問題とか、生活保護に関する問題とかも、重要な問題ですから、これらをテーマに掲げて、悩みがあれば相談していただくよう、呼びかけることが重要だと思います。

島田 雄三 会長

